

意見発表「第 12 次交通安全基本計画（中間案）に関する公聴会」

NPO 法人交通事故後遺障害者家族の会
代表理事 北原 浩一
理事 竹島 康美

1. 私たちについて <https://koisyo.com/>

① 2001 年 設立、2003 年 特定非営利活動法人（NPO 法人）認証

勉強会での様子

北原代表が自身の体験から学んだ裁判での闘い方を手製の資料を基に講演。
2025 年 10 月で 48 回目を迎えた。



② 代表 北原浩一について

- ア. 1999 年 自動車損害賠償責任（自賠責）保険再保険制度廃止への流れに、被害者救済を求める、「全国交通事故後遺障害者団体連合会」を結成
- イ. 2000 年～2006 年 今後の自賠責保険のあり方に係る懇談会 基本制度検討部会委員
- ウ. 2001 年～2013 年 自動車損害賠償責任保険審議会 特別委員
- エ. 2001 年 自賠責保険制度改革に際し、参議院国土交通委員会参考人として意見陳述

*設立者であり代表である北原の小学 6 年生の長男が、1987 年自転車で英語塾に向かう途中、横断歩道上で右折進入トラックにはねられ瀕死の重傷を負いました。弁護士からの裏切りや司法をはじめとした社会の交通犯罪被害者に対する無理解に屈することなく、25 年以上被害者救済を訴え続けています。

また、1955 年発足された自動車損害賠償責任保険制度の審議会に、初めて被害者家族の立場で参加し、強制保険による被害者救済の拡充を訴えてきました。

* 公述人について



高次脳機能障害支援法（仮）制定に向けた議員連盟発足総会に参加した弟

私の弟は、15 年前バイク乗車中交差点で青信号を発進した際、信号無視の自家用車に激突され意識不明が続く重傷を負いました。幸い命は取り留めたものの左上下肢麻痺、高次脳機能障害となり家族の元に帰ってきました。当時は今ほどネットや SNS などで情報を得ることができず、家族皆がどうしたら良いのか何もかも分からず不安だらけの時に、NPO 法人交通事故後遺障害者家族の会の勉強会に参加しました。

代表理事の北原が、孤立しない、家族同士の情報交換の大切さ、中流を取り戻す、（これは、被害者になって困窮生活を送らないことを意味します）と声を大にして講演する姿に圧倒され、交通事故被害者家族は私たち家族だけではないと、即入会し、現在まで役員として運営や活動に携わってまいりました。（竹島康美）

③ 会の目的

- ア. 交通犯罪被害者の人権と尊厳を守る活動
- イ. 交通犯罪による後遺障害者の損害回復活動として、刑事・民事裁判の情報提供と支援
- ウ. 交通犯罪により脳損傷を負った重度障害者のためのリハビリ、介護、親なき後などの情報提供と支援
- エ. 交通犯罪被害者家族などの心のケア及び親なき後・成年後見制度などの勉強会開催

「代表挨拶 私たちの目指す活動について」2001年12月発行の会報より

*北原代表が長年にわたり一貫して主張し続けてきました。

(ライプニッツ係数と金利を現在の状況に修正)

私たちの会は交通事故で労働能力を失い生活が破綻した被害者の損害回復を目指すと同時に交通事故防止についても声を上げる活動を目指しています。

福祉による救済は誰でも受ける権利がありますが、その水準は生活保護や国民障害年金からも分かるように低いものであるのに対し、交通事故被害者の場合は事故以前の被害者の生涯所得に相当する金額を賠償として相手から取り戻す解決をいたします。相手の過失犯罪による賠償のため慰謝料を取ることができるという特長もあるが、損害総額から被害者の過失責任相当分を差し引いた残額しか受け取ることができないという厳しいものです。そのうえ受け取った賠償金は預金すると年3パーセント（2020年4月1日民法（債権法）改正により年5%から3%）の金利が付くものと見なし金利分は差し引かれており、加えて長期にわたるゼロ金利においては、不当に減額された賠償を受け取ることになっています。この課題も啓蒙します。

また、事故時被害者の意識不明に乘じ相手による一方的に責任転嫁された警察の捜査資料が残されていて、被害者は事故真実に見合う賠償を受け取ることが極めて困難です。被害者の意識が戻ったとしても頭部に脳障害を残した場合は事故真実を説明できない場合が多いのです。

昨年解決した事件でも警察の調書を根拠に相手が被害者の過失は80%と主張したのに対し、交通事故専門の弁護士により民事裁判したところ被害者の過失はわずか5%と逆転した事実があります。

私たちは交通事故を防止するため信号システムの改善を求めるとか、無責任不安運転を減らすため処罰強化なども求めます。（北原浩一）

2. 交通犯罪による重度障害者家族の思い

交通犯罪により多くの方々が後遺障害で苦しんでいます。本人のみならず、家族は命が助かっても、目の前には受傷前の元気な本人の姿がない「あいまいな喪失」に苦しみ、現実を受け入れるまで相当な時間を要します。家族間の不和、心療内科に通っているご家族、うつ病になってしまうご家族など。

日々の報道では、1名死亡、2名重傷などと流れますが、その1名や2名には家族があり、友人がいる。交通犯罪によって死者数、重傷者数の何倍もの人々が苦しむことになるのです。

交通犯罪後遺障害者は、障害の状態、家族のかたち、住んでいる地域などにより生活状況は多種多様です。家族は、深い愛情をもって介護、見守りを続けていても、親が高齢になったときは気力体力がなくなり、介護者がなくなつた後は、一人で生活していくことは難しい場合は、グループホームや施設入所を考えるほかありません。しかし、8050問題、介護職員不足、施設での虐待など、この国の現状では、いつ、どのようにその一歩を踏み出すのか家族には大変難しい決断を迫られます。

*弊会会員や今までの家族会の活動などで関りをいただいた方々の声をお伝えします。

遷延性意識障害（最小意識状態）、高次脳機能障害、脊髄損傷、身体障害、
脳脊髄液漏出症（脳脊髄液減少症・低髄液圧症）、軽度外傷性脳損傷（MTBI）など

遷延性意識障害者

- ・最小意識状態を含む遷延性意識障害者を在宅介護されている家族の多くは、「意思無能力の状態にある」という考え方を否定されます。病気や障害により言葉を発することが難しいという理由でその人の能力を評価して良いのか。何かしらの手段でコミュニケーションを取っている家族もいれば、家族だからこそ本人と意思疎通できる場合もあります。
- ・また、お子さまが交通犯罪により重傷を負い救急搬送された先の病院で、ご両親は病院側から臓器提供の話を受け、深い悲しみと共に大変困惑されていました。ご両親はご自身の子どもの命を守る決断をされ、その後お子さまは数か月間命を繋ぐことができました。今まで遷延性意識障害者ご家族から、病院側から臓器提供について話があった、書類だけ渡されたなどのご経験をお聞きしています。助かる命、助けられる命、考え続けなければならないと思います。

高次脳機能障害者

- ・記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害、易疲労、性格変化・幼児性・退行、抑制欠如、半側空間より無視、半側身体失認、味覚障害、失語症などがあり、様々な障害が重複しているかたも多くいます。弟は受傷に複視になってしましましたので、歩行にも注意しなければなりませんし、施設での細かな作業では相当目が疲れるようです。今まで何回か転倒し、歯を折ってしまったこともあります。
- ・高次脳機能障害は、見えない障害と言われ、一見普通に見え、日常会話はでき、周囲に気付かれ難いです。故にコミュニケーションの難しさ、孤立しがちで、その人に合った支援が必要です。障害の特性に合わせ、百人いれば百通りの支援を必要とする障害です。

脊椎損傷

- ・脳に障害を負っていないので、身体の麻痺や運動機能が失われたことへの絶望感はいかばかりか。食事、排泄、入浴など介護をしてもらうことへの恥じらいや死にたいというお気持ちちはほとんどの方が経験されておられるようです。

脳脊髄液漏出症

- ・当会の勉強会に参加してくださった方は、長時間座っていることができず、別室で横になられていきました。見た目では障害やご本人の辛さは全く分からず、交通犯罪との因果関係や画像診断の難しさから、支援に辿り着けない方も多いようです。

* 現在の北原代表と長男について

10年前にすい臓がんで他界された北原代表の奥様は長年の介護により両指が変形されました。重度障害を負った長男の行く末を案じて亡くなられたのです。北原代表は現在89歳で施設入所の長男を月に1度週末に自宅に迎え、おひとりで手製の料理を振る舞いお風呂に入れるなど介護し、限られた親子の時間を過ごしています。

3. 第12次交通安全基本計画（中間案）について

①被害者等支援の充実と推進

- (1) 自動車損害賠償保障制度の充実等 ア自動車損害賠償責任保険（共済）の適正化の推進

・自賠責保険 後遺障害等級認定、その後の自賠責保険金支払において、交通事故被害者本人の判断能力を巡り、損害保険料算出機構自賠責損害調査センターより、成年後見制度利用を強いられることがあります。被害者は判断能力があるにもかかわらず、適切な経済的支援を受けられず、困難な生活を強いられています。突然の交通事故による被害者救済のために、自賠責保険金は迅速かつ適正に支払われるよう要望します。

・成年後見制度について 成年後見制度は 2000 年に介護保険制度と共に車の両輪として施行された若年層の多い交通犯罪被害者にとっては大変使い勝手の悪い制度ですので、長年私たちは勉強会を開催し改正を願ってまいりました。

交通犯罪の状況にもよりますが、被害者は民事裁判により自賠責保険金を含む高額な賠償金を受け取ることになります。障害が重篤で判断能力がない、若しくは乏しいと診断された場合、成年後見制度を利用せざるを得ない状況に置かれます。専門職後見人が就くと、その仕事内容に関係なく、亡くなるまで高額な報酬を支払い続けなければなりません。

弊会会員の一例です。被後見人は息子で 20 代の受傷、在宅介護、専門職後見人が付いてから 20 年以上にわたり毎年 50 万円以上報酬を支払続けています。本人の通帳は専門職後見人が管理しているため、母親は具体的な報酬額、預金残高を把握していません。母親は息子の専門職後見人について、「どんな仕事をしているのか分からぬ」「彼（後見人）にも生活があるのでしょう」「息子の賠償金がなくなったら、障害者年金から報酬を取るのかしら」と納得できない思いで息子の将来を案じています。障害者権利条約第 12 条に関連して、国連より障害を理由に法的能力を制限する差別的法制度の見直しを勧告されたことや、国内においても法務省法制審議会民法部会で成年後見制度の見直しが議論されていることに期待を寄せています。改正により、成年後見制度が当事者の必要性に応じた支援となり、共生社会において障害のある人も尊厳を持って生きていけることを願って止みません。

②ナスバ独立行政法人自動車事故対策機構の周知

- ・独立行政法人自動車事故対策機構はナスバという名称を使用することで周知される取り組みをしています。基本計画でもナスバの呼称を加えてはいかがでしょうか。
- ・ナスバを知らない医療従事者や医療ソーシャルワーカーなども多く、ナスバスコアを満たしていても療養センターに転院できず、適切な医療に結びつかない被害者が存在します。病院での周知徹底をお願いしたいです。

③飲酒運転撲滅

・被害者家族の懸命な活動により厳罰化への動きが見えますが、警察庁による令和 6 年の飲酒運転死亡事件は 140 件と前年より 28 件増加しています。飲酒運転根絶を「4 車両の安全性確保」内に「飲酒運転根絶のための整備」などとし、アルコールインターロックなど飲酒を感知したらエンジンがかからない装置を全車両に義務付けを推進していただきたいです。ドライブレコーダーが普及していることを考慮すれば実現可能な対策だと考えます。

飲酒運転は防ぐことができる犯罪です。年間 100 名以上の命が奪われることを予防できます。

④交通安全教育

・私は交通事故とは報道で知る他人事のニュースでした。まさか自分の大切な家族が交通犯罪に巻き込まれるとは考えたこともなかったのです。交通犯罪は自分の身にも起こることという認識が必要です。被害者も加害者も生みださないために、交通犯罪被害者やその家族の実体験、生の声を対面で聴くことを学校教育の中に取り入れていただきたいです。

⑤外国人運転者対策

- ・多言語に対応した安全教育の推進及び教習所の普及

先日弊会会員の刑事裁判を傍聴した際、被告人は外国人であり、安全対策が急務であることを感じます。国によって飲酒運転やながら運転などの罰則有無の違いもあるので、在住者や短期滞在者及び旅行者への日本の法律遵守のための対策は迅速にお願いしたいです。

- ・自動車を運転している際に、自転車、公道を走行するカート（マイクロカー）、電動キックボード、電動自転車などの危険な走行を目にすることが度々あります。利用する際の安全対策も徹底していただきたいです。

⑥地域格差是正

・地方在住の会員によると、警察、保険会社、医療、生活全般など被害者等支援において地域格差があるそうです。例えば、①警察での交通事故証明書作成における対応②法テラスから紹介された弁護士が、国選被害者参加弁護士制度を知らない③急性期病院からの転院において、入所できる介護施設が限られている④リハビリを行っている施設がない⑤障害者の通所施設、居場所がないなど。

消滅可能性自治体があることは承知しておりますが、全国どこで交通事故に遭っても等しい支援が受けられるよう地域格差をなくしていただきたいです。

⑦災害に備えた道路交通環境の整備

- ・今年8月自動運転バスの事故によりけが人が出ました。少子高齢化、労働者不足の中、今後も自動運転によるバスやタクシーが普及していくのではないかという懸念があります。弊会会員でもバスに衝突され死亡されたご家族がおられます。大型車両事故は甚大な人的被害に繋がることを考慮し、安全対策を推進して欲しいです。

⑧その他

- ・中間案まえがきなどで、「令和6年中の死者数は2,663人と6分の1にまで減少し、5年連続で3,000人を下回った。」と記載されております。

何故ここに令和6年中重傷者数27,285人が含まれていないのでしょうか。交通事故で重傷を負った被害者が置き去りにされているように感じて止みません。

突然交通犯罪に巻き込まれ、必死で民事裁判を闘い賠償金を勝ち取ったとしても、健康な体はお金では償うことはできません。一生を障害者として生きていかなければなりません。

そして必死に勝ち取った賠償金は資産とみなされ、成年後見制度を利用することで、一生管理され続けていくことになります。私たち被害者は二重、三重の苦しみを背負って生きてています。

第12次交通安全基本計画により交通事故のない社会が訪れるこことを心より願っています。

以上